

第3回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会 会議録

平成30年3月30日10時から

成田市役所4階401会議室

(課長補佐)

開始時刻前ですが、始めさせていただきます。

年度末のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。事務局側は人事異動等ありませんでしたので、引き続きよろしくお願いいたします。

始めに、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。

1点目は、次第と席次が両面に記載したものになります。

2点目は、資料1-①、②と記載のあるもの。

3点目は、資料2-①、②、③、④と記載のあるもの。

4点目は、資料3と記載のあるもの。

5点目は、参考資料として前回議論いただいたもの。

最後に、第2回の会議録となります。

資料につきましては、以上の9点の資料となります。

資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより会議に入らせていただきます。はじめに、A会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。A会長、よろしくお願いいたします。

(A会長)

皆様、おはようございます。伺ったところでは、次回のとりまとめに向けて、今日は前回の会議を受けて細かい点について検討していくことになるかと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

(課長補佐)

ありがとうございました。

それでは、設置要綱第6条第1項の規定によりまして、会議の議長は、会長にお願いすることになっておりますので、A会長、よろしくお願いいたします。

(A 会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事（１）使用料の算定等についての、①特殊等備品のある部屋等に適用する使用料について、事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

(課長補佐)

それでは、議事（１）使用料の算定等についての、①特殊等備品のある部屋等に適用する使用料について、ご説明いたします。

資料の１－②をご覧くださいと思います。前回、施設に特殊な設備があることなどによりまして、利用が特定のものに集中する場合について、統一的な基準による見直しが困難であるため、個別に検討するとの説明をさせていただきました。公津の杜コミュニティセンターを例にとりまして、試算を行いましたので説明させていただきます。

まず、イニシャルコスト（設置経費）の算出ですが、多目的ホールでは防音床、遮音壁、舞台の照明や音響の設置工事費などで１億 5,145 万 3,181 円掛かっております。

活動室Aのスタジオでは、同じく防音床、防音壁の工事費用などで330万7,421円掛かっております。

活動室C、調理室になりますが、こちらでは調理台や流し台のユニット、及びそれに伴う設置工事費などで947万6,533円となっておりまして、その金額をそれぞれの耐用年数、開館日数、開館時間、面積で割りまして、1平方メートル1時間あたりの単価を算出しています。

ランニングコスト（維持管理経費）につきましては、今回比較するために現在使用しております、単価の6.68円を使用しております。

次にイニシャルコスト、ランニングコストを合計したものが、特殊な設備のある部屋の1平方メートル1時間あたりの単価となりまして、一番最後の下表になりますが、これに貸出面積、貸出時間、受益者負担率、公津の杜コミュニティセンターでは素案が75%になっておりますので、75%を掛けたものが、

利用料金の1時間あたりの利用料となっております。

裏面をご覧くださいと思います。

現行の料金との比較になりますが、上の表は現行の料金の算出方法となります。現行の考え方としましても、特殊な設備があるところは仕様加算として加算しております。活動室Aのスタジオ、活動室Cの調理室は、現在も120%の仕様加算としておりまして、特殊な設備のない会議室は100%となっております。

次に、下の表は、表面で算出したものを比較するために、同じ表に当てはめたものになります。特殊設備の1平方メートル1時間あたりの単価を加えまして、貸出面積を掛けたものが原価となりますが、この時点では現行の単価よりも高くなっておりますが、先ほど説明しました受益者負担率の75%を掛けますと、見直し単価で現行の単価よりは低くなっております。

今回の試算では受益者負担率の関係で低くなってしまっておりますが、考え方としては、素案でお示ししておりますとおり、減価償却を原価に含めない場合でも、個別に検討することにより、受益者負担の原則は、対応可能なものと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(A 会長)

それでは、ただ今の、特殊等備品のある部屋等に適用する使用料について、何かご意見、ご質問はございますか。

(E 委員)

資料1-②で、工事費というのは躯体を含まず、特別な設備等の費用であつて、共通部分ではないものという考え方でよいですか。

(課長補佐)

多目的ホールですと、遮音壁等部屋の使用目的のために設置した設備の費用となります。

(B 副会長)

確認なんですけど、原価というのは建設費ではなく、設備的なものを指して

いるのですか。それがない場合は、仕様加算はないという計算でよろしいですか。

(課長補佐)

設備的なものを指しておりまして、特殊な設備がない場合はランニングコストのみで算出しています。

(財政係長)

時間単価の 6.68 円というものが大元にあって、その部屋に要する費用のものだけ上乗せしているというようなイメージです。

(A 会長)

あまりに設備に格差があるものが同じになってしまうため、差を設けようということですよ。

(C 委員)

市内の施設を見た場合に、陶芸だとか、豊住ふれあい健康館の器具等もこういう考え方の中でいくということでしょうか。スタジオ、ホールといった建築物の中での特殊構造を使うと高くなるということで考えるのか、ここでいう装置等備品という認識か。どこまでの範囲を含めて考えているのかお伺いしたい。

(課長補佐)

公津の杜コミュニティセンターの多目的ホールの場合、音響設備を使う場合は特別に使用料を取っています。備品については使用することに対して特別に使用料を取っているということです。

(E 委員)

整理ということで、仕様加算で 20%上乗せしているのは今のお話ということですよ。

(課長補佐)

現行の仕様加算の算出方法の考え方です。

(E 委員)

会議室よりも余計な設備費が掛かっているので、正確に部屋ごとに計算してもらいましょうということですね。

(A 会長)

恐らく、今までの加算の仕方が大雑把な加算になっていたのもう少し理屈をつけましょうということで理解してよろしいですね。

(課長補佐)

活動室Aは117%くらい、活動室Cは125%くらいになっておりますので、大体合っているといえは合っているのですが。

(A 会長)

資料を作るときや、意見書（案）を出すときには仕様加算が今までは大雑把（一律）になっていたが、新たに計算したら今説明があった%になったというようなものが入っているとわかりやすいかなと思います。

(D 委員)

実際に今の稼働率はわかりますか。

私もスタジオと調理室を1度ずつ使ったことがあるが、調理室については評判がよくて、これだけの設備だったら妥当かなという意見がお母さんたちから出ていた。納得していただけている。スタジオに関しては、カラオケ店等が昼間空いているので貸し出している。そちらが安いので、たとえば使用料を下げたとしても安さを優先する人はカラオケ店等に行ってしまうだろう。調理室は他になかなかない。これまでは公民館の調理室との比較だったので、良く感じている人が多い。

(A 会長)

あとは何かございますか。

(B 副会長)

使用料が下がったとしても、考え方を統一した結果の減額であればしょうがないですよ。

(財政係長)

事務局で固定資産台帳から拾いましたので、案として出すときには担当課にもう一度しっかり反映できているか確認させていただきます。

(課長補佐)

調理室は流し台等しか拾えていないので、流排水等の設備等までは躯体と分けきれておらず、どこまでを含めるかは検討課題だと考えています。

(A 会長)

どの特殊設備も上乗せした試算で、どれもマイナスになるというのは受益者負担割合を決めているからということですよね。

(財政係長)

そうですね。

(A 会長)

それでは、次に、②減免の統一的基準及び施設の減免の状況について、事務局の説明をお願いいたします。

(財政係長)

私からは、使用料の減免の統一基準及び施設の減免の状況についてご説明いたします。

お配りしました資料 2－①と、資料 3 の基本方針の素案の 11 ページをご覧ください。

前回の会議においてもご説明させていただきましたとおり、今回の基本方針では、使用料の全額を免除できる場合、一部を減額できる場合を定めておりま

す。今回このような統一的な基準を定めることとした経緯としましては、これまで使用料の減免等を行うことによりまして、施設の利用率の向上や、市民活動団体の活動促進を図り、一定の効果を上げているという側面がある一方で、本来、例外的かつ必要最小限にとどめるべき減免が、常態化している状況がありますことから、基本方針によりまして、統一的な減免の基準を定め、受益者負担の原則を徹底していこうというものです。

簡単にもう一度説明させていただきますと、使用料を全額免除できる場合につきましては、

ア 市が主催または共催するとき

イ 区・自治会、行政委員会、各種審議会等が行政目的で主催または共催するとき

ウ 市内の公共的団体が行政活動の協力目的で施設を利用するとき

エ 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校が保育・教育目的で利用するとき

オ 当該施設の指定管理者が当該施設を公共目的で利用するとき

カ 障がい者が利用するとき

というものを全額減免できる場合としております。

また、一部を減額する場合は、

ア 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき

イ 市内の保育園、幼稚園、小・中学校以外の学校が教育目的で利用するとき

ウ 市が協力・協賛するとき

を基準とし、50%を減免するものとしています。

前回、スポーツ少年団を例にスポーツ広場を利用した場合と、学校を利用している場合で有料無料の差があり、基本方針に沿って画一的に減免措置を適用することは困難であり、個別具体的に検討することも必要ではないかとのご意見をいただいております。こういったものにつきましては、引き続き状況に応じて減免措置を検討していきたいと考えております。

資料2-①に戻りまして、下段の庁内の検討結果をご覧ください。

当初、後援団体につきまして減免要件に含めていた経緯がありますが、後援

というところは、趣旨が逸脱していなければ要請があれば後援を出しているものも多いため、そういったものまで減免するのはよろしくないのではという意見から、基本方針をまとめるにあたり、後援というところは対象要件に含めないものとし、協力・協賛するときというものだけ措置を講じております。区・自治会については活動内容に応じて判断していくというところで考えております。

2 ページをご覧ください。これらの統一基準を取りまとめたものを図で示しております。3 番の市内の公共的団体が行政活動の協力目的で施設を利用するときは全額減免としますが、7 番の公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するときは、現状全額減免であるものを、半額減免として改めたいと考えております。内容につきましてご確認いただければと思います。

資料の下段に、現状の問題点や今後の課題を掲載しております。この中で、一番上に記載しているもの（「減免基準が幅広く、現状、ほとんどの団体が無料で利用している状況であり、地域貢献につながる活動も、趣味的な活動も等しく減免を受けられる状況である。」）が当てはまるものとして具体的には公民館及びそれに準じる施設ということになりますが、公民館に新たな減免基準を適用した場合、原則として登録団体は半額減免となり、現在より各団体の費用負担が大きくなることが考えられます。どの程度負担が増えるか、近隣市町村の減免状況については、資料にお示ししておりますので、課長補佐から説明させていただきます。

（課長補佐）

現在の各施設の減免状況についてご説明いたします。

資料2-①の3 ページをご覧ください。減免の理由を①公共性・公益性、②社会的弱者の救済、③市長が認めるもの、④関係者・関連団体等が使用する場合、⑤その他という5つの理由によって分類してまとめたものになります。減免件数につきましては、④関係者・関連団体等が使用する場合が最も多く、各年度とも2万件を超えております。

資料2-③をご覧ください。3 ページでは減免件数を理由ごと、施設ごとに抽出したのですが、④関係者・関連団体等が使用する場合についてはほとんどが47番公民館でのものとなっております。

資料２－①の３ページにお戻りください。減免理由ごとの減免額ということになりますと、①公共性・公益性が一番多くなっており、④関係者・関連団体等が使用する場合と続いております。

資料２－③の４ページをご覧ください。減免額を理由ごとに分けたものです。①公共性・公益性では、１０番の公園（運動公園 ※下総を除く）、４３番の公園（坂田ケ池総合公園を除く）が多くなっております。１０番の公園はスポーツの各種大会等による体育館、野球場、テニスコートの減免ということが主な理由で、４３番の公園は各自治体が仕様する場合の減免です。次に、④関係者・関連団体等が使用する場合については、４７番の公民館が一番多くなっております。

同じ資料の２ページをご覧ください。中列に減免割合を示しておりますが、３番の観光館、２１番の男女共同参画センター、４３番の公園（坂田ケ池総合公園を除く）、４４番の生涯学習会館、４５番の生涯大学校、４６番の美郷台地区会館、４７番の公民館が多くなっており、公園を除きますと、公民館あるいはその類似施設が高い割合であることから、先ほどの説明のとおり、関係者・関連団体等の使用頻度が高く、見直しが必要になってくるかと考えております。

続きまして、資料２－①の４ページをご覧ください。近隣自治体の減免状況をまとめたもので、佐倉市と四街道市につきましては、基本的には公民館の使用料は無料となっております。佐倉市では、※１に書いてありますように、設置管理条例による運用であり、ただし公民館事業及び住民以外の使用は有料となっております。四街道市については、※２に書いてありますように、各部屋の使用料は無料、陶芸釜の使用料のみ定めております。※３ 佐倉市の減免規定の有無につきましては、そもそも条例で無料となっているため減免規程はない状態です。四街道市の減免規程の有無については、陶芸釜の使用料についてのみ定めています。成田市の場合は、資料２－④を参照いただければと思いますが、基本的には全額免除で運用しておりまして、減免割合の設定は設けておりません。白井市については、減免基準を内規で設けておりまして、社会教育団体、社会教育認定団体は半額免除、公用は全額免除で運用されています。その他として、四街道市、白井市が指定管理者による管理運営を行っている状況です。

下段は、公民館における登録団体の年間使用状況の影響額として、素案を適用した場合の試算をお示ししたのですが、今回、減免調査を行いまして、公民館の場合ですと３,６００万円ほど減免の額ということで出ておりますので、単

純に素案を適用すると半額ということになりますので、影響額は 3,600 万円の半額ということで、そのくらいの額になるかと思います。

資料の説明としては以上となります。

(A 会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの各施設の減免の状況、統一的基準についてということで、ご意見・ご質問等がありますでしょうか。

(C 委員)

資料 2－①の 2 ページ、公共的団体と書いてありますけども、社会福祉協議会、あるいは地区の社会福祉協議会、いわゆる財政援助団体、区・自治会が該当ということで以後対応していくということですよ。これが全額減免ということで。

(財政係長)

基本方針の 11 ページの最下段で行政実例を掲載させていただいているのですが、事例では社会福祉協議会ですとか、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営む者はすべて含まれるという風に書いてあるので、定義は難しいのですが、ある程度幅広く、当然、自治会とかその辺がこの中には入ってくると考えております。会が行政活動の協力目的で使用する場合は全額減免になるのですが、公共団体ですとかが本来の自分たちの活動のために使う場合は半額減免になるということで、団体の活動の内容が行政に協力していただける活動なのか、本来団体そのものの活動なのかで、減免のやり方を分けて考えていきたいということで考えております。

(C 委員)

恐らく、窓口では行政職員ではなく、シルバー人材センターの人がやりますよね。一時的な混乱があるかもしれないが、ずっとではないと思いますが、できるだけ簡素な方法で最終的にはやられるのが。委託ですから。

(E 委員)

年間の行事等については打ち合わせをやってしまった方がよいかもしれないですね。1件1件良い悪いを判断するのは難しい。

(C 委員)

それと、登録団体と施設との関係ですが、こういう意見がありまして、アリーナが2面ある、あるところは1面しかない、そういうところありますよね、体育館で。たとえば中郷とか小学校は小さいですよね。豊住なんかは中学校用の体育館なんですよ。そうすると大きいじゃないですか。それはどういう風にするんですかという、非常に細かい話なのかもしれないけど、その辺の対応をきちんとやっておくべき。それと会議室でも、跡地利用する場合、中学生用の教室と小学生用の部屋では面積が違うらしい。1室いくらでやる場合に、その辺をどのように設定されるかが、細かい話ですが。

(財政係長)

登録団体の全額減免になるか、半額減免になるかというのは非常に大きな問題だと思うので、具体的には施設を管理している公民館とかが中心になると思いますが、実際に運用していく際は担当課ともよく協議してしっかり線を引いて、やりたいと思うのですが。なかなか今こういう線引きでというのは申し上げられないので、その辺はきっちり協議してやっていきたいと思います。

(C 委員)

それは恐らく、今まで使用料を取っていない人から取るようになるから敢えてそういう話になる。たとえば、家庭婦人のバレーボールの人たちとか、これからいけば半額減免ですから。1面しか使えない場合に、それをAコート、Bコートでそれぞれ貸出することになれば1面ずつだよということになるが。1つの部屋を貸しちゃうということになると、つまり、2部屋貸したように×2ならば平等性は保てるのだけでも。

(財政係長)

大きい部屋は料金体系を細かくした方がよいかもしれないということですね。

(C 委員)

利用団体からそのような声が出るかもしれない。その辺はご留意いただきたい。

(課長補佐)

先ほど、近隣市町村の減免の状況を説明させていただいた際に、佐倉市を無料と説明してしまったのですが、佐倉市も使用料・手数料の見直しを平成 29 年 4 月に行っておりまして、現在は公民館も有料ということになっております。

(財政係長)

4 月に基本方針が出て、9 月議会か何かでいろいろな施設の値上げをした経緯があります。四街道市も平成 27 年 6 月に基本方針が出ておりますので、担当課が調査したもので、持っている情報が古いものでした。すみません。白井市も最近、基本方針を出しておりますので、近隣でも半数以上が新たに基本方針を示して、考え方はほとんど同じですが、このようなかたちで進めている自治体が多いです。

(B 副会長)

確認ですが、資料 2－①の 2 ページの表（新たな減免基準）で、3 番のところは「市内の」公共的団体となっているのですが、7 番のところに「市内の」が抜けているのは敢えて入れていないということですか。

(財政係長)

いいえ。同じものですので、「市内の」公共的団体です。すみません。

(D 委員)

使っている側から話をすると、減免措置を受けられるからとりあえずここを押さえちゃえ、それでキャンセルするということが結構目立っている。そこに対しての、そういうのが続いたら協力団体から外すといった措置を東京都では厳しくやっているよう。成田市は優しいからそれをやっていない。とりあえず取っちゃえという傾向があるようですね。コーチたちが揃わなければキャンセ

ルするという。そうすると、実際にはお金を払ってでも使いたいというところが浮いてしまっている状態がある。ずっと昔からの問題点なのかもしれませんが、そこについて何らかの対策を取った方が公平性という点でみんなが納得するかなというのは利用者として感じます。

(E 委員)

基本的な話ですが、減免自体が経済的支援のかたちを変えたものですから、基本方針が出来てから言うのもなんですけど、本来は、個人だと難しいが、団体に対する考え方としては、もらうものはもらったうえで、援助すべき理由があるのであれば支出で出すというのがいいのでは。支出するときはいろいろ考えますから、必要性が問われるので、本来はそうなのではないかなと思います。援助しやすい仕組みになっているというか、考え方としてはそのような方法をベースで持っていた方がよいのではと思う。

(A 会長)

考え方としては仰るとおりですけど、集めて出すというのは言ってみれば所得控除と同じ議論で、出すときにも悩みは同じように出てくるだろう。

(C 委員)

3 番（行政活動の協力目的）と 7 番（団体本来の活動目的）の境目というのは、登録団体のときはよいのですか、公共的団体の範囲というのは。行政活動の協力目的でというのと、団体が団体本来の活動目的でというのが、境をどこに置くのか。どういう団体が実際にあるのか。

(財政係長)

もう少し検討させていただいて、次回の会議のときにお示しできればと思います。

(B 副会長)

団体自体が行政活動の協力というような団体もあるから難しいですね。

(C 委員)

行政の谷間を埋める団体なんですよ、社会福祉協議会なんかは。地域福祉の向上とか、角度を変えて言えば 3 番（行政活動の協力目的）にも 7 番（団体本来の活動目的）にもなる。NPO とかとは性格が違うので。

(D 委員)

申請のときの言葉が上手だと。私だったら出すときに考えてしまう。全額減免を受けられるように寄せて書いてしまうかもしれない。

(C 委員)

事前に各団体の規約だとかを出させるとか。公民館なんかではやってますよね。団体ってお金があるようでない。ボランティアで、活動している人たちを取りまとめて声を掛けているので。管理して窓口で対応する人は大変になると思う。

(B 副会長)

3 番（行政活動の協力目的）と 7 番（団体本来の活動目的）の場合はいろんな例を表記して出しておかないと現場は混乱していますよね。

(A 会長)

意見書を出す番では、もう少し事例とかを出していただいて、それでも外れちゃうものはあるかもしれないけど、ある程度のところまでは悩みが出来る限り出ないように資料なり原案なりを作成していきたい。

(B 副会長)

直接関係はないが、ここにキャンセルしても無料であるためというようにあるが、使用料とかを取るところはキャンセル料の規定はあるか。申し込んでおいてキャンセルする場合。あまり聞いたことはないが。

市は使用料の見直しの中でどのように考えるか。

(課長補佐)

財務規程ではないので、そこは検討していきたいと思います。

(B 副会長)

キャンセル出来るのだったら減免の前の段階ということになるのだろうが、あまりにも目に余る状況があるのであれば釘を刺すくらいのコメントはあっても、すぐに適用するのではないにしても。内規等を作っておいて、同じことが3回繰り返される等のことがあれば次回から指導できるみたいな。

(D 委員)

他の自治体ではイエローカードのような規定を内々でやっているところはあるようですね。今まで何回か指導に失敗しているのでしょうか。

(財政係長)

条例を見ますと、公民館に限って申し上げますと、基本は前納になっておりまして、前もって納めて、その後キャンセルして使わなかった場合の還付の方法が、既納のものは還付しないといった規程がありまして、後段で、ただし市長が特別な理由があると認める場合は後納とするとなっている。どういう運用をしているのか、公民館を含めて確認させていただきます。

(A 会長)

他はよろしいでしょうか。

それではないようでございますので、本日の議事についてはこれで終了いたします。

その他でございますが、今回で3回目の有識者懇談会となりましたので、意見の取りまとめに入りたいと思います。次回から今までの意見の取りまとめに入るということで、事務局と調整しながら原案を作成したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(一同)

よろしくお願いします。

(A 会長)

それでは、次回までに意見書（案）の作成を行いたいと思います。
事務局より何かございますか。

(課長補佐)

それでは、意見書（案）につきましては会長と調整しながら作成を進めていきたいと考えております。意見書（案）がある程度、形にまとまりましたら委員の皆様事前に確認していただきまして、次回の懇談会で検討していただき、ご承認いただきたいと考えております。

次回の懇談会の予定につきましては、意見の取りまとめの状況にもよりますが、4月末から5月中旬くらいを目途に開催していきたいと考えておりますので、改めて日程調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(財政係長)

先ほど会議の中で、公津の杜コミュニティセンターの稼働率ということでご質問いただいております。会議室が 54.4%、スタジオが 46.4%、ホールが 23.4%ということで、全体で 46.92%の稼働率となっております。

(A 会長)

稼働率につきましては、何かご意見・ご質問等ありますか。

(E 委員)

稼働率に直結しているのは値段よりも、むしろ利便性で、公津の杜コミュニティセンターは駐車場の問題があるから稼働率はこの程度になっていると思う。

(財政係長)

指定管理で利用料金はひいておりますので、稼働率が上がれば指定管理者に入ってくるお金が増えますため、より良いサービスが出来るようになると思います。

(A 会長)

その他、特になければ、会議については終了とさせていただきます。進行にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

(課長補佐)

委員の皆様、年度末のお忙しい中どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第 3 回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。